

「熊本市」政令指定都市移行に伴う競争参加資格審査申請書
変更届並びに入札書等の記載内容の取扱いについて

平成 24 年 3 月 14 日

九州森林管理局長

九州森林管理局一般競争（指名競争）参加資格を有している者（以下「有資格者」という。）に認定された事業者等におかれましては、申請事項に変更があった場合には、その都度、九州森林管理局長あて変更届をご提出いただいております。

このたび、熊本県熊本市が平成 24 年 4 月 1 日に政令指定都市に移行し、熊本市内のすべての住所に「区」が付加されることとなります。（以下「新住所」といいます。）

本来、有資格者の住所変更は変更届提出が必要な事項ではありますが、この政令指定都市移行に伴う住所変更は、居住者の転居を伴わない行政の体制変更が原因であること、新住所は「区」が付加されるだけのものであることから、以下のとおり取り扱うことといたします。

1 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの取扱い

(1) 熊本市の政令指定都市移行に伴う有資格者の変更届（新住所への変更）は、平成 25 年 3 月 31 日まで経過期間を設け、経過期間中は旧住所も有効な住所であると見なします。

ただし、平成 24 年 4 月 1 日以降に九州森林管理局が受け付ける新規申請、変更届については、すべて新住所での対応といたします。特に、変更届については、新住所への変更が該当する場合は変更事項に追加記入いただくようお願いします。

(2) 電子入札においては、入札書及び見積書の住所と新住所が整合しない場合でも、このことをもって無効の入札とはしないことで対応いたします。ただし、電子入札に係る旧住所の取扱いについては、ICカードの更新時までの措置といたしますので、更新後は速やかに新住所で利用者登録申請をお願いいたします。

（利用者登録につきましては、有資格者名簿情報の照合も行いますので、事前に変更届提出の上、新住所へ変更する必要があります。）

(3) その他入札契約に係る文書等（紙面）においては、新住所で取扱うことといたします。

電子入札に係る住所の取扱いについては、ICカードの更新時までの措置としておりますので、ご注意下さい。

2 平成25年4月1日以降

平成 25 年度以降も一般競争参加資格を希望される方は、平成 24 年度中に新住所で更新のための手続きをされることから、平成 25 年 4 月 1 日以降は新住所に統一されます。

〒860-0081 熊本市京町本丁2-7（3/31まで）

熊本市西区京町本丁2-7（4/1から）

担当：総務部 契約適正化専門官

TEL：096-328-3520